



2019年6月5日

各 位

会 社 名 新都ホールディングス株式会社  
 (JASDAQ・コード番号：2776)  
代表者名 代表取締役社長 鄧 明輝  
問合せ先 取締役 半田 紗弥  
電 話 03-5980-7002

(開示事項の経過) 当社に対する訴訟の上告棄却及び上告不受理の決定に関するお知らせ

2018年6月28日付「(開示事項の経過) 当社に対する訴訟(控訴審)の判決に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、株式会社スーツが当社に対して提起したコンサルティング費用請求訴訟について、東京高等裁判所において同社の請求のすべてを棄却する旨の判決を受けましたが、同社はこれを不服として、最高裁判所への上告及び上告受理申立てを行っておりました。2019年6月4日、最高裁判所から同社の上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定を受けました。これにより株式会社スーツの請求をすべて棄却する東京高等裁判所の判決が確定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日  
最高裁判所 2019年6月4日

2. 訴訟の経緯

当社は、東京地方裁判所において、2016年8月22日付で株式会社スーツより訴訟を提起され、第一審において、コンサルティング業務委託料ないし報酬として540万円及びこれらに対する遅延損害金の支払い、又は、上記コンサルティング業務委託契約の成立が認められない場合、同契約準備段階の不法行為にも基づく上記業務委託料等相当額の損害賠償を請求されました。当社は、第一審において原告である株式会社スーツの主張を全て争っておりましたが、2017年12月14日に、原告が提供したコンサルティング業務の商法512条所定の相当な報酬として、当社に270万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命ずる第一審判決が言い渡されました。

当社は2017年12月15日付で、第一審判決を不服として控訴を提起し、他方、株式会社スーツも同年12月21日に敗訴部分を不服として控訴を提起しておりましたが、2018年6月28日、東京高等裁判所より控訴審判決の言い渡しを受け、当社の主張がすべて認められ、株式会社スーツの請求は全て棄却されました。同社はこれを不服とし、2018年7月10日に最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしておりましたが、2019年6月4日に上告棄却及び上告不受理の決定を受けたものです。

3. 決定の内容

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

#### 4. 今後の見通し

本決定により、株式会社スーツの請求をすべて争う当社の主張が全面的に認められ、確定したものであります。

当社は、第一審判決及び控訴審判決に基づき、290万円の訴訟損失引当金を計上しておりましたが、上記の結果によって、当社第36期第2四半期に特別利益として290万円を計上する予定です。

以上